

所管部課	総務部 文書課		部長	矢吹 勇一	
件名	東大和市個人情報保護審議会条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市個人情報保護条例 東大和市個人情報保護条例施行規則			
	部課機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会			
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市個人情報保護法施行条例の施行に伴い、東大和市個人情報保護条例が廃止され、東大和市個人情報保護審議会は、設置根拠を失うことになる。引き続き、東大和市個人情報保護審議会を設置するため、本条例を制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>①設置 (第1条) 個人情報の適正な取り扱いを確保するために設置する。</p> <p>②所掌事務 (第2条) 諮問に応じて調査審議をする。</p> <p>③委員 (第3条) 委員は、学識経験者4人以内、市民4人以内の委員8人以内とする。 委員の任期は、2年と定める。</p> <p>④守秘義務 (第4条) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>⑤委任 (第5条)</p> <p>⑥附則</p> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 東大和市個人情報保護審議会を適切に運営することができる。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み (令和4年11月)</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和4年第4回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。